

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会
第3回沖縄県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月31日(月) 16:28～18:18
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
公益代表委員 2名(島袋秀勝、城間貞 敬称略)
労働者代表委員 3名(石川修治、喜納浩信、照喜名朝和 敬称略)
使用者代表委員 3名(親川進、佐久本和代、田端一雄 敬称略)
事務局 4名(嘉数労働基準部長、小池賃金室長、宜間賃金室長補佐、
柴垣労働基準監督官)
- 4 議題
 - (1) 参考人意見聴取
 - (2) 令和5年度事業場実地視察結果報告
 - (3) 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果
 - (4) その他
- 5 添付
 - ・「第3回沖縄県最低賃金専門部会(議事録)」

第3回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

○小池賃金室長

定刻をかなり過ぎましたが、申し訳ございません。

これより、令和5年度沖縄地方最低賃金審議会第3回沖縄県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

まずはじめに、本日の専門部会の各委員の出席状況です。

公益委員2名、労働者側委員3名、使用者側委員3名、全員で8名の出席でございます。

上江洲委員は、本日、欠席ということで連絡を受けております。

最低賃金審議会令第2条により、沖縄県最低賃金専門部会の委員の定数は9名でありますので、本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることを報告いたします。

それでは、議事進行を島袋部会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○島袋部会長

ありがとうございます。

それでは遅れましたが、第3回沖縄県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は喜納委員、使用者側委員は田端委員にお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

それでは、本日の議題1についてでございますが、「参考人聴取」となっております。

これについて事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

第1回の専門部会におきまして、7月3日から18日まで公示しました、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関しまして、1件、意見書の提出があり、7月20日の第1回専門部会におきまして事務局から意見書の概要等の説明をさせていただきました。

最低賃金法施行規則第11条第2項では、「意見書によるほか、関係労働者及び関係使用者のうち、適当と認める者をその会議に出席させる等により、意見をきくものとする」となっております。

今般、資料1、1ページのとおり、当該意見書提出者より審議会長あてに、会議の場において口頭にて意見陳述したい旨の要請がございました。

本件の取り扱いにつきましては、先ほど開催の第2回本審で当専門部会にて取り扱うということで一任されております。

つきましては、日程が集中しておりますが、当専門部会において意見陳述を受けることを含めまして、本件の取扱いについてお諮りいたします。

○島袋部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から意見陳述の説明がありました。

意見陳述を受けることについて何かご意見はございますか。

(意見なし)

○島袋部会長

それでは、意見陳述をお受けすることにしたいと思えます。

それでは、意見陳述をお受けすることになりますので、事務局の方で準備をお願いいたします。

(穴井氏を参考人席に誘導、着席)

○島袋部会長

それでは、沖縄県労働組合総連合議長の穴井輝明さんより意見陳述をお願いしたいと思います。

まず、沖縄地方最低賃金審議会の専門部会について説明させていただきます。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員は、私ども正面に向かって座っておりますのが公益委員3名、本日は1名欠席して2名になっております。

そして穴井さんの方から向かって左手が労働者側委員3名、そして向かって右手側の方が使用者側委員3名になります。

この9名で委員を構成しております。

本日は、穴井さんの方から意見書が提出されておりますが、具体的に陳述をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○参考人(穴井氏)

皆さん、こんにちは。

参考人ということで、労働者の立場から説明させていただきたいと思いません。

まず、この審議会、専門部会において、本来であればもっとたくさんの労働者が来て、自分の立場として発言をしていくべきだと思っています。

この点は、本日の要請で書かせていただきましたが、この意見陳述の他に、もう一点、専門部会で意見を述べると思われる参考人が、労働局一般公示によらず、専門部会委員の推薦によって決まる法律の根拠について、後で示させていただきたいと思いません。

それでは、説明させていただきたいと思いません。

先日、中央審議会の方で審議が行われ、AランクからCランクの全国の加重平均が、1,002円になったと言われています。

ただ、これは加重平均であり、実際に最低賃金額が1,000円以上のところは8都府県しかなく、17の県で、最低賃金額が800円台の状況にあります。

マスコミが、全国の加重平均が1,000円以上になったと報道していますが、実際に、私たち労働者の生活改善がされるかということ、それは全くされていない状況であるとまず言わせていただきたいと思います。

AランクからCランクの3つのランクに今年度から変更されますが、これは当初、地域内の格差是正を行うということで、AランクからDランクが、AランクからCランクの3つに変更されましたが、実際に、今回の趣旨で出された結果は、余計2円差がついています。

これは、当初の説明と全く相容れない状況になっており、このところも是正をする必要があります。

私たち県労連は当初から、全国一律にしない限り、地域の格差は開いていくばかりだと申し上げておりましたが、まさにこれがそのとおりになっています。

なぜ、地域間格差が開くことになったのか、それは、最低賃金を決定する3原則のうちの2つに問題があると思っています。

一つは、支払い能力、企業の支払い能力を考慮する点であると思っています。

この企業の支払い能力を正していただかない限り、労働者の生活を守る賃金には到底ならないと思っています。

この根拠は、1972年だったと思いますが、ILOの最低賃金の決定条項第131号、これは日本も批准していますが、その中で言われております、1つ目は相対的生活水準を考慮するという事です。

絶対的な賃金ではなく、相対的に賃金の水準を上げていくということが言われています。

もう1点が、経済的要素と言われています。

これは経済発展上の要請があるということで、生産性の水準、高水準の雇用を達成する、また、維持する、この必要性が含まれています。

これは何を言うかということ、企業の支払い能力ではなく、実際の経済的な水準を上げていく、社会全体の水準を上げていくことを言っているわけです。

このILOの条約の中で、一言も企業の支払い能力は言っていないわけです。

ですから、世界の流れも企業の支払い能力というところはないわけです。

労働者の生活を守る、これが最低賃金だということをしっかりと述べているわけです。

もう一点、地域の労働者の賃金を判断するということがあります。

今回、目安で言えば、221円の地域間格差が出ており、これをそのままにしておくことになります。

なぜなら、沖縄の賃金は、今、低い状況になっています。

これを勘案してしまいますと、いつまでもたっても低いままになってしまう。

やはり、そうではなくて、労働者の生計費がいくら必要なのか、いくらあれば普通に働いて暮らせる賃金なのか、このところから出発しないといけないと思っています。

私たち県労連が2020年に行いました最低生計費調査では、那覇市の25歳の女性で1,662円、男性で1,642円以上の賃金が必要であるという結果が出ました。

最低生計費調査は、全労連傘下の組合が全国で行っていきまして、他都道府県の調査でもおよそ1,500円以上の賃金が必要ということが出ています。

日本どこで働いても、暮らしても、時給1,500円以上なければ8時間働いても普通に暮らせる賃金にはならない、そういうことがはっきり示されています。

これは、こちらの意見書にも書いていますが、マーケットバスケット方式で、1ヶ月1年に何がいくらぐらい必要なのか、その地域で物がいくらぐらいなのか。

普通の生活というのは、友達と例えば、1ヶ月に1回映画に行くとか、食事に行くとか、1年に何回か旅行に行くとか、こういう最低限のことを勘案した数字です。

それで、時給が1,600円以上必要と。

また、これは独身の場合です。

大学を卒業して奨学金と言われる借金がない状態の数字です。

また、子どももいない、扶養する家族もいない、これで最低でも 1,662 円必要なわけです。

これが、扶養がいて、奨学金を返済しないといけない、そういった場合には、もっと賃金が必要になる、これは当たり前のことになります。

ぜひ、この審議会で、労働者の立場に立った、労働者がどうすれば普通に暮らせるのか、この審議をぜひやっていただきたいと思います。

ぜひ、よろしく願いいたします。

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、穴井さんの方から参考人としての意見陳述がありました。

ご質問等があればお願いいたします。

(特になし)

○島袋部会長

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

穴井さん、どうもありがとうございます。

穴井さんのただいまの意見陳述は、審議において参考にさせていただきたいと思います。

お忙しい中、どうもありがとうございました。

○参考人(穴井氏)

よろしく願いいたします。

(参考人、穴井氏退場)

○島袋部会長

それでは続きまして、使用者側推薦及び労働者側推薦のお二人の方から参考人として意見聴取を行いたいと思います。

労使推薦の参考人聴取に関しまして、参加調整していただき、ご本人及び推薦団体等の意思確認を行ったところ、労働者側の意見聴取のみ公開とし、使用者側推薦の意見聴取につきましては運営規程第 7 条第 1 項のただし書きにより非公開とすることと判断いたしました。

これにつきましては、委員の皆様からご意見等ございますか。

これでよろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

それでは労働者側のみ公開といたします。

今回は、労働者側から先に、参考人としての意見聴取をお願いしたいと思えます。

それでは、労働者側推薦の「公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会」事務局長代理の平良有輝さんをお願いしたいと思います。

(平良氏を参考人席に誘導、着席)

○島袋部会長

長時間お待たせして、申し訳ありません。

本日はお忙しい中、ご足労いただきありがとうございます。

まず、平良さんに、沖縄地方最低賃金審議会の専門部会について説明させていただきます。

沖縄県最低賃金専門部会は正面に座っております私ども2人、本日1名欠席になっておりますが、3名の公益委員、平良さんの方から向かって左手が労働者側委員の3名になります。

右側が、使用者側委員3名になります。

計9名で構成されています。

私は、部会長の島袋と申します。

本日は、労働者側を代表して参考人の意見聴取ということでお越しいただきました。

あらかじめご提出いただきました「参考人の聴取事項」は、「追加資料」として委員の方々に配布しておりますので、これに基づいてご意見を伺いしたいと思います。

まず、最初に、平良さんの方から聴取事項に記載した内容等についてご説明いただいて、その後に委員の方から質問等があれば質問するという形で進めてまいりたいと思えます。

それでは平良さん、よろしく願いいたします。

○参考人(平良氏)

皆様、お疲れ様でございます。

私は、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会の平良と申します。

私どもから、まず、参考人聴取としまして、お手元の資料でご説明差し上げたいと思います。

まず、はじめに私ども、沖縄県労働者福祉基金協会の概要、事業について簡単にご説明をさせていただきます。

私どもの労福協は、1(1)になりますが、沖縄県内の勤労者の福祉を増進し、併せて勤労者の福祉の向上を目指す団体の自主的な福祉活動の育成を図り、勤労者の社会的、経済的地位の向上に寄与するとともに、勤労意欲のある者に対する就労の支援及び生活困窮者の支援などを行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした事業を行っております。

私ども、労福協は、労働者の視点に立ちつつ、行政や経営者団体、NPO 団体、そして市民団体等とも連携をとれる「立ち位置」で、色々な機関をつなぐ、「かすがい役」として、それぞれの立場を超え、連携、協働して、格差と貧困のない地域社会を創ることも、我々、労福協の社会的役割であると考えています。

また、事業内容は、大きく2つあり、自主事業と受託事業になります。

今の受託事業のご説明を差し上げたいと思います。

それぞれ、(ア)から(キ)までございますが、先ほど少し説明の中にありましたとおり、生活困窮者の支援の中でも就労困難者の支援を主にやっています。

那覇市、沖縄市等の市町村から受託を得て、生活困窮者支援、就労困難者支援をしています。

今回は、この支援の中から見えた現場の状況をお伝えしたいと思っています。

裏面の方を見ていただけますでしょうか。

まず、はじめに、生活困窮者の支援についてですが、この「働く仲間のゆめ・みらい基金」ということで、県内の就業者の生活状況について説明差し上げます。

詳細については、別添がございますので、後ほどご覧いただければと思っていますので、そちらは割愛させていただきます。

まず、この基金の目的は、子どもの貧困という言葉が7年ほど前に出てきましたが、子どもの貧困は、根本的に親の貧困であるということで、親の支援が必要だということから始まった基金でございます。

その中で、公的な制度や支援制度がありますが、その狭間の方たちがたくさんいる中で、その自立支援に向けて働く仲間の皆さんの寄付を基に、その方々

への自立支援に向けて給付を行う事業になっております。

また、これまでの取組として、下線部になります。2016年の10月の開始から、7年半で約811名、延べ994件5,200万円ほどの給付を行っております。

また、昨年の2022年度の実績として、193名224件、1,300万円ほどの給付を行っております。

その中には、食料支援や、子どもたちへの支援があり、前年度と比較して60件ほど給付件数が上がっています。

この件数の増加には、コロナや、昨今の物価高騰の影響があると思っています。

さらに特徴として、公的支援を使い切った世帯への救済支援、また、公的支援開始までのつなぎ支援、生活の立て直しを図るためのまとまった費用の捻出が困難な世帯への支援が多かったように思います。

また、子どもの支援に関しては、職業高校等の資格試験において、技能試験の資格試験の費用の値上げにより、費用が約倍以上の値段になったこともあり、これまで以上に支援を要する生徒が増えてきました。

特に離島は、沖縄本島でしか受験できない資格もあり、渡航費、宿泊費を捻出できず諦めてしまう子どもたちがたくさんいましたが、その中で「働く仲間のゆめ・みらい基金」を使うことで、その子どもたちが就職に向けて夢を諦めることなく、学業に専念することができました。

また、世帯収入の減少や、物価高騰により固定費、家賃、公熱費、食料費を払えない現状の中で、突発的な支出が重なり、困窮状態に陥る可能性のある世帯からの申請、相談が増加傾向にあります。

支援を通して見えた貧困の状況でございます。

先ほど申したとおり、固定費が払えない状況の世帯がたくさんありました。

半分以上が一人親の世帯でしたが、一人親世帯に限らず下線部分になります。両親共働き世帯でも十分に生活できない状況であり、共働き世帯からの申請の割合も42%となっています。

生活困窮の要因として、世帯収入の低さがあげられます。

また、一人親の多くは、育児と仕事を一人で担うため、収入の良い安定した仕事につけず、パートなどで複数の仕事を掛け持ちしているケース、また、両親ともフルタイムで働いていても、日々の生活を補うだけで精一杯の世帯、家族の病気、けが、障害など、健康面での課題、子育て、介護でフルタイム勤務が難しい状況でギリギリの生活をしている世帯もございました。

また、沖縄県の非貧困層は、貧困線周辺の所得の世帯の層が相対的に厚く、非貧困層であっても、経済的に厳しい世帯が多いという特徴がございます。

また、非貧困層、貧困層を含めた子育て世帯では、収入額の少なさという課題だけではなく、非正規労働者の割合が高いことから、収入の安定に欠けることが多いこと、それに伴い貯蓄ができない状況も見えております。

それに伴う 貧困の連鎖というところに繋がりますが、困窮世帯では、経済状況の厳しさから、子どもたちが様々な可能性と選択肢が制約されることによって社会的孤立が生まれてしまいます。

経済的に厳しい学生は、楽しいはずの部活動への参加率も低く、その理由として、部費や部活動の費用がかかるという調査結果も出ています。

また、経済的に厳しい生徒は、授業がわからないと、ややつまずきを感じている割合が高く、特に小学校から中学校に修学する時期に経済的に厳しいときに、つまずきが起こりやすいことも把握されています。

困窮世帯では、保護者が経済的に塾に通わせられないなど、学習の機会でも差が出るという結果も出ています。

このような不十分な衣食住、低い自己肯定感など、子どもの生活と成長に様々な影響を与え、次世代に引き継がれることとなります。

また、部活動の費用等が捻出できず、子どもに諦めさせざるを得ない親や、家庭の経済状況で多くを諦めざるを得ない環境で育った子どもたちは、「どうせダメだろう」とか、「どうせできないだろう」といった諦めることを覚えてしまい、自己肯定感が育たないまま大人になってしまいます。

それらは、その後の社会生活にも大きな影響を与え、例えば、自信をなくし就労に就くことが厳しくなると、さらなる貧困の連鎖につながる場合もあります。

その中で、親の賃金の低さが、大きく影響している家庭も中にはございました。

最後となりますが、最低賃金については、今後の沖縄県の発展を考えたときに、貧困の連鎖を断ち切ることが必要不可欠と考えています。

子どもの貧困の背景には、保護者の低賃金、非正規労働の多さ、長時間労働など沖縄県内の雇用、労働環境の課題もあげられます。

最低賃金は、フルタイムで働けば生活ができる賃金水準が必要だと感じています。

また、生活保護よりも、実際、苦しい生活をなされている方たちがたくさんいます。

なぜならば、その中で子育てをしていく、働くことも含めてですが、こちらに記載されていますが、車の維持というのが大きなポイントになっています。

送迎だったり、働くために車が必要であり、公共交通機関は割高でもありませんので、その中で、生活保護を受けられず、フルタイムで働いても月額でいう

と生活保護を下回ってしまいます。

医療補助もなく、税金も引かれて、また、年金も免除されない中で、苦しい生活をなさっています。

そういった生活に困窮した人の多くが、自分自身が育った家庭も生活が苦しかった方の割合が高く、子どもの健康面、教育にも影響を与え、その後の生涯賃金にも差が出ると言われています。

もちろん最低賃金の引き上げのみでは、貧困から抜け出すことは困難であり、行政による支援が必要としている人に届いていない、または不十分という課題もございます。

人材育成を含めた就労支援だけでなく、児童手当の増額といった経済的な支援や複数の公的支援の組み合わせ、企業に対しての、例えば、労務費や原材料などのコスト上昇分の価格転嫁対策の強化、もしくは公契約の委託額の見直しが必要です。

私どもは受託事業をしていますので、公契約の中で、業務に見合った委託額の増額がなければ、私ども労働者福祉基金協会全体の人材確保も難しくなっていくますし、支援の質を担保するための資金の確保も難しい状況になるということも、この場でお伝えさせていただければと思います。

さらに、今後の全体的な物価上昇に見合った委託額の増額がない場合には、ワーキングプアの増加が深刻化する恐れもあると懸念しています。

また、賃上げに取り組む企業への助成金制度も必要であると感じています。

今回、低所得者層の方々の現状を知っていただき、子育てや貧困を個人や家庭だけの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決する仕組みが欠かせないと考えています。

企業の経営の安定化を図りながら、共にパートナーシップの下、連携、協働体制で最低賃金の引き上げに繋がることを切に願っています。

足早ではございましたが、以上、私からの意見聴取の内容を説明させていただきました。

ありがとうございました。

○島袋部会長

平良さん、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの平良さんの意見聴取に対して、労側、使側委員の方から何かご質問等あればよろしくお願いいたします。

(委員挙手)

○島袋部会長

田端委員、よろしくお願ひいたします。

○田端委員

ご説明ありがとうございました。

2点、お伺ひしたいと思ひます。

まず、資料の1ページ目に(ア)から(キ)までたくさんの委託事業があり、先ほど公契約の話をしていましたが、昨年、最低賃金が33円上がって、この審議会の付帯決議の中で、公契約のお願いをしています。

年度中に最低賃金が上がって、それに伴って契約改定をするように付帯決議を行いました。皆さんの委託事業で契約の改定は年度中であったかどうか、そこをまず教えていただければと思ひます。

○島袋部会長

お願ひします。

○参考人(平良氏)

はい、年度途中での改定はございませんでした。

○田端委員

はい、ありがとうございます。

資料の別添、取り組み報告の2ページ目に、支出の内訳が記載されていますが、金額で言いますと、一番大きいのが生活安定化で270万円、2番目が子どもへの支援の250万円、3番目が職業高校・資格試験の225万円となっています。

職業高校・資格試験、これは今後、子どもたちが実際に社会に出た時には資格があることが当然必要なもので、そこに対する支援というのは非常に良いことだと思います。

それから内訳について教えていただきたいのですが、生活安定化、これは、特に先ほど生活保護との違いで、ある意味準要保護世帯に対する支援なのかなと思ひますが、その生活保護との住み分けをどのようにしているのか。

あと子どもへの支援、これの中身が具体的にどんなものなのか、もしわかれば教えていただければと思ひます。

○参考人(平良氏)

まず生活安定化に関してですが、生活保護との住み分けとして、私共

は、生活保護には給付はしていません。

というのも、生活保護に寄付してしまうとそれが収入源に当たってしまうので、それでは意味がないからです。

そもそも経済的には生活保護は、経済的事実といいますが、生活保護の意味合いともなっていますので、そこにかからない方たちを対象としています。

生活保護を受けていない世帯の中で、家賃を滞納してしまっているなど、そういった方たちへの支援を行っています。

続きまして、 の子どもへの支援になりますが、こちらに関しては、主に部活動や、修学旅行の支援をしています。

修学旅行は、先ほど説明の中でもありましたが、子どもたちが自分だけ行けないという経験を経験することは、大人になって、機会を損失する経験でもありません。

修学旅行に、自分だけが行けなかったとなると、会話にも入れず、孤独が生まれてしまいます。

そのほかに、自動車免許の取得もごさいます。

具体的には、内定は決まっている状況ではあったものの、3月までに車の免許を取得しておくことが就労の条件であったという事案で、学生はアルバイトをしていたのですが、稼いだお金が家族の生活費になってしまい、中々、免許費用を捻出できなかったために支援を行った事例もありました。

職業高校・資格試験に関しては、先ほど申し上げたとおりになります。

よろしいでしょうか。

○田端委員

はい、どうもありがとうございます。

既存の制度ではなかなか出来ないところの支援を行っていると思いますので、ぜひ、この取り組みを引き続き行っていただけたらと思います。

私からは以上です。

○参考人(平良氏)

ありがとうございます。

○島袋部会長

そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋部会長

はい、平良さん、どうもありがとうございます。

○参考人(平良氏)

ありがとうございました。

○島袋部会長

平良さんのただいまの意見聴取は、この審議において十分参考にさせていただきたいと思います。

お忙しい中、どうもありがとうございました。

○参考人(平良氏)

ありがとうございました。

(参考人、平良氏退場)

○島袋部会長

次に、使用者側の参考人の意見聴取を行いますので申し訳ありませんが、傍聴人の方は退席をお願いしたいと思います。

後ほど、お声掛けしますので、よろしく願いいたします。

(傍聴人退出)

(使用者側参考人、意見聴取)

○島袋部会長

それでは、次に、議題の2の「事業場実地視察結果について」に入らせていただきます。

事業場の実地視察については、班別にそれぞれのご説明をいただいた後に、補足していただくということで進めたいと思います。

なお、実地視察の報告については、運営規程第7条第1項ただし書きにより非公開にすると判断いたしました。

これについて、委員の皆さまからご意見、ご異議等はございますか。

(意見、異議なし)

○島袋部会長

それでは、引き続き非公開といたします。

(実地視察結果について報告)

○島袋部会長

それでは、実地視察の内容も今後の審議の参考にさせていただくということで、議題2についてはこれで終了いたします。

ここで、傍聴人に入ってくださいますので、少々お待ちください。

(傍聴人入場)

○島袋部会長

大変長い間、お待たせしてしまって申し訳ございません。

それでは、再開いたします。

次に、議題3の「令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果」について、事務局より説明をお願いいたします。

○宜間補佐

次に、私の方から、資料2、5ページの「最低賃金の基礎調査結果報告」について、説明したいと思います。

この最低賃金基礎調査は、毎年6月に「最低賃金に関する実態調査」として実施しています。

今年は、「事業所母集団データベース(令和3年度フレーム速報)」から作成した事業所母集団リストを母集団名簿とし、母集団リストの中から業種別、規模別によって決められた抽出率により事業所を無作為に選定して、6月分の基本給や手当等の見込額を調査しています。

調査対象事業所が1,972件あり、回収事業所数は882件、回収率50.3%となっています。

今年の調査結果をまとめたデータ(総括表)が、お手元の資料2として、業種毎に総括表(1)の1ページ目から4枚毎単位になっており、5ページから102ページまでとなっています。

最後に、性別年齢別の総括表(2)の全体版を、97ページから4枚にわたり添付しています。

この総括表は、調査した労働者の賃金を全て時間額に換算して集計しています。

左上に、「時間当たり所定内賃金額」とありますが、本年度は階級の下限値を 842 円とし、843 円から 903 円までは 1 円刻みの階級とし、904 円から 909 円までは 5 円刻み、910 円から 999 円までは 10 円刻み、1000 円から 1500 円までは 100 円刻みの階級として集計しています。

合計欄の上段の数値は累積労働者数、下段の括弧の数値はその比率を表しています。

続きまして、資料 2 の 101 ページを見ていただければと思います。

101 ページは、最低賃金に係る未満率、影響率となっております。

全業種、地域最賃適用製造業、地域最賃適用卸・小売業、地域最賃適用のサービス業という枠があります。

この表の記載内容ですが、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことを「未満率」と言います。

5 ページの総括表(1)から、未満率の見方を説明しますと、現在、沖縄県地域別最低賃金は、時間額 853 円ですので、それを下回っている労働者の割合は、853 円の上段は、852 円ですが、この 852 円の列の、横列に 4,109、その下括弧で 2.3 と書かれていますが、この括弧書きの 2.3 という数字が「未満率」になりまして、2.3%の方が、853 円以下の賃金で働いているということになります。

そういう表の見方になっています。

101 ページに戻りまして、101 ページの表の右側の備考欄に、令和 4 年度影響率、853 円と記載されています。

「影響率」は、最低賃金を改定した場合に、その改定額を下回る労働者の割合のことです。

こちらは、今年度の改定額が決まっていないので、昨年度の基礎調査結果において、昨年の改定額である時間給 853 円を参考に記載しています。

昨年度の最低賃金の時間額が 820 円から 853 円に改定されたことにより、影響を受けた労働者の割合は 18.3%でした。

以上でございます。

○島袋部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から「令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査結果」について説明がありました。

これは、本審でも説明がありましたが、よろしいですか。

(質問、意見なし)

○鳥袋部会長

それでは、中央最低賃金審議会の目安の答申もありましたし、今日までの議論を参考にしながら、今後、最低賃金額の決定について具体的に議論していきたいと考えております。

事務局からこれに関連して、説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

審議会の進行上の事務連絡です。

8月2日水曜日の第4回目の専門部会におきまして、労使それぞれから改定額の提示をいただきたいと思います。

非常にタイトな日程で申し訳ございませんが、開催前までに事務局に改定額の提示を提出いただきますようお願いいたします。

間に合わない場合は、当日、持参いただきますようお願いいたします。

委員の皆様方には、先週から台風6号の接近に伴いまして、代替開催日程の調整をお願いし、本日は無事開催できたわけですが、進路の予想を見ますと、速度が遅くて進路が定まっていない状況でございます。

次回の第4回の専門部会は、先ほど申し上げたとおり8月2日の15時に開催予定でございますが、代替開催案として8月3日の15時から、皆様方には引き続き日程の確保をお願いしたいと思います。

8月2日の開催の可否については、現在のところは、明日、8月1日の15時の進路予報により、16時を目途に、皆様方にご連絡したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○鳥袋部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から労使双方から改定額の提示をいただくことと、今後の日程等について説明がありました。

これに対して、ご質問等あればお願いいたします。

(特になし)

○鳥袋部会長

台風の関係で日程が変更になるかもしれませんが、ご対応をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋部会長

それでは、次回、第4回専門部会は8月2日水曜日 15時から行います。

第4回専門部会は、労使双方それぞれから改定額の提示及び調整等になっておりますので、よろしく願いいたします。

本日の第3回沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会は、これで閉会とします。

本日は、大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。